

地域とJAあいち三河をつなぐかけはし

KONにちは!

KOTA OKAZAKI NUKATA

准組合員向け広報誌

JAの自己改革

准組合員は
地域農業の応援団



プラス

- ② ③ 産直店舗紹介(幸田憩の農園)
- ④ ⑤ 准組合員は地域農業の応援団
- ⑥ 食育ソムリエが紹介する旬レシピ
生産農家にインタビュー
- ⑦ インフォメーション
- ⑧ もっと便利で快適な生活のために

vol.4

准組合員は 地域農業の応援団

J Aは、農業振興を目的とした組織として、組合員のくらしを守り、総合事業を活かした地域密着の事業運営を行っております。

ところで、J Aの組合員には「正組合員」と「准組合員」があり、その違いについて皆さんはご存知でしょうか。今回は、地域農業にとって「准組合員」の支えが必要であることをご説明します。

正組合員と准組合員の違い

「正組合員」は農地を所有している人もしくは農業を仕事にしている人（団体）で、いわゆる農家です。「准組合員」は農業以外の仕事をしている人です。農産物の購入やJ Aを利用することで、正組合員の農業経営を支える存在です。

どちらも加入条件を満たしたうえで、出資等の手続きを行うことで組合員になれます。「准組合員」は「正組合員」と違い、総代会での議決権がなく、J Aの運営に関与することができませんが、地域を支える協同組合の仲間です。J Aの事業やサービスを利用することに関しては、同じ組合員であることに変わりありません。

J Aの事業運営と地域農業の現状

J Aが様々な事業（総合事業）を行うのは、農家の経営安定とくらしを支えること、ひいては地域農業を守ることが目的です。しかし、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、J Aあいち三河の管内（岡崎市、幸田町）においても、ここ10年間で農家戸数は1,000戸ほど減少しております。この先も農家の高齢化・後継者不足は深刻さを増し、地域農業における生産力の大幅な減少が懸念されており、このように切迫した現状において、純粋に営農部門のみでJ Aが得られる収益では、農家の経営をサポートするための資金が確保できておらず、その赤字を総合事業の収益で補っているのが実状です。



准組合員のJA利用が地域農業を支えています

正組合員（農家）のみならず、准組合員のJA利用がJAの経営基盤を安定させ、組合員の「農業」と「くらし」を支えることにつながり、農家の経営安定に結びつきます。JAでは、准組合員を「地域農業の応援団」と位置付けており、産直店舗で地元農産物を購入してもらうことや、貯金や共済といったその他のJA事業を利用してもらうことで、その収益を元手に事業をより良いものへと充実・発展させることができます。

- 例えば**
- ・融資にあてる（ビニールハウスの新設など）
 - ・JA施設の改修にあてる（カントリーエレベーター、集出荷場など）
 - ・営農指導など直接の利益を生まない事業費にあてる

「准組合員の利用規制」と「信用事業譲渡・代理店化」は危険

政府の押し付ける「農協改革」は、実際に農家の所得増大が図れるようには到底思えない内容です。「准組合員の利用規制」となれば、許容範囲を超える准組合員の利用は断らなければならなくなります。年々減少をたどる農家と一部の准組合員に利用対象が限られれば、収益低下を招きます。それにより、サービスの質も低下する懸念があります。

「信用事業譲渡・代理店化」も同様の問題をはらんでいます。代理店化となれば、JAの事業間に壁ができ、組合員にとって利便性と効率性が失われ、地域密着の金融機関としての長所も薄らぎ、収益性が低下することが想定されます。

これまでは准組合員が信用事業を中心に総合事業を利用することで、営農指導などの必要経費を確保してきましたが、利用規制や代理店化となれば、農家個々の負担が大きくなるだけでなく、農家に対して十分なサポートができなくなります。

JAあいち三河は、「農業経営の安定」と「くらしの安心」を支える不可欠な存在として、組合員と共に、地域の農業を守ります。